

平成28年三重県議会定例会 環境生活農林水産常任委員会 説明資料

◎ 議案補充説明

【別添資料】

- 1 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について・・・ 1 (別添1)

◎ 所管事項説明

- 1 『「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」(仮称)最終案に対する意見」への回答について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 みえ県民カビジョン・第二次行動計画(案)について・・・・・・・・ 別冊1
- 3 第3次三重県食育推進計画(仮称)(中間案)について・・・・・・・・ 3 (別添2)
- 4 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画に基づく行動計画(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 (別添3)
- 5 三重県農業版BCP(最終案)について・・・・・・・・ 6 (別添4)
- 6 TPP(環太平洋パートナーシップ協定)について・・・・・・・・ 7
- 7 農地中間管理事業の進捗状況について・・・・・・・・ 9
- 8 三重県農業農村整備計画(最終案)について・・・・・・・・ 10 (別添5)
- 9 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の変更について・・・・・・・・ 11
- 10 第2期「みえ生物多様性推進プラン」(最終案)について・・・・・・・・ 13
- 11 三重県水産業・漁村振興指針(最終案)について・・・・・・・・ 14 (別添6-1, 6-2)
- 12 包括外部監査結果に対する対応について・・・・・・・・ 16
- 13 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・ 18

- 別冊1 みえ県民カビジョン・第二次行動計画(案)
- 別冊2 第3次三重県食育推進計画(仮称)(中間案)
- 別冊3 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画に基づく行動計画(案)
- 別冊4 三重県農業版BCP(最終案)
- 別冊5 TPP関連資料
- 別冊6 三重県農業農村整備計画(最終案)
- 別冊7 第2期「みえ生物多様性推進プラン」(最終案)
- 別冊8 三重県水産業・漁村振興指針(最終案)
- 別冊9 平成27年度包括外部監査結果に対する対応方針及び
平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果

平成28年3月
農 林 水 産 部

(議案補充説明)

1 議案第67号 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について

1 変更の趣旨

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第1項の規定に基づき、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の変更について、同条例第9条第7項の規定に基づき、議決を得ようとするものです。

2 概要

国の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定やTPP（環太平洋パートナーシップ協定）をはじめとするグローバル化の進展など、農業及び農村をめぐる情勢が変化していることから、これに対応するため計画内容を変更するものです。

なお、計画案の概要については、別添1のとおりです。

3 施策の推進

基本施策の着実な実施と的確なマネジメントを行うため、具体的な事業内容や数値目標を記載した4年間の行動計画を策定し、農業及び農村の活性化に関する施策を推進します。

(所管事項説明)

(1) 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)(最終案)』に対する意見」への回答

環境生活農林水産常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
312	農業の振興	農林水産部	新規就農希望者の中で有機農業を志す者もいることから、県としても、有機農業を推進する必要があると考えるがいかがか。また、そのことについて、ビジョン・行動計画への記述も考えてはどうか。	消費者の有機農産物に対するニーズなどもある一方、有機農業は大規模経営には馴染みにくい栽培方法であり、収益面で厳しく、推進にあたっての難しさがあります。 こうした課題に対応する必要性なども踏まえ、「取組方向」に記述しました。

(3) 第3次三重県食育推進計画（仮称）（中間案）について

1 現状（背景、課題等）

(1) 見直しの背景と経緯

国は、平成17年度に施行した「食育基本法」に基づき「食育推進基本計画」を策定し、食育施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

県では、国の計画を基本とした「三重県食育推進計画」を策定し、家庭や学校、地域における食育の推進に取り組んでまいりました。今般、現行の「第2次三重県食育推進計画（平成23～27年度）」の計画期間が満了することから、これまでの成果と課題や、平成27年12月に中間案が示された国の基本計画の見直し内容を踏まえたうえで、健康福祉部、教育委員会事務局などの関係部局と連携して「第3次三重県食育推進計画（仮称）」を策定します。

(2) 第2次三重県食育推進計画における成果と課題

第2次三重県食育推進計画の推進により、家庭において生活リズムの向上や望ましい食習慣に関する意識の向上が見られるとともに、学校において、食育の指導体制づくりが図られました。また、地域においてさまざまな主体が連携した普及啓発活動等が行われた結果、栄養バランスに配慮した食生活をしている人の割合が増加するなど、地域での食育実践の輪は着実に広がりつつあります。

しかしながら、若い世代に対する取組や、健康寿命の延伸の取組をさらに充実させる必要があること、農林水産物とその生産現場への理解増進や地域の食文化の継承などが課題となっていることから、食に関わる皆さんが連携を強めながら今後も主体的に食育に取り組んでいく必要があります。

2 第3次三重県食育推進計画（仮称）中間案の構成

基本的には、第2次計画を踏襲した構成としており、これまでの成果と課題や国の中間案を踏まえて見直しました。各項目のポイントは以下のとおりです。

(1) 「みえの食育」に取り組む方針（第2）

今計画で取り組む方針である「第2「みえの食育」に取り組む方針」を、「赤ちゃんからお年寄りまでの食育」などの5項目に決めました。方針には以下の内容が主に盛り込まれています。

- ・乳幼児から高齢者に至るまで、多様な生活を営む全ての県民が健全で充実した食生活を実現すること
- ・私たちの財産である、各地域の特色ある気候・風土に育まれた農林水産物と地域に伝わる料理や風習などの食文化を次世代へ維持、継承すること
- ・食に関わる全ての皆さんが、ともに助け合い、支え合いながら、それぞれの立場での食育を実践すること

これらの方針の内容を込めたキャッチフレーズ「赤ちゃんからお年寄りまでみえの地物でみんなで食育！」を掲げて、食に関わる県民の皆さんと目指す方向を共有しながら取り組みます。

(2) 具体的施策 (第3)

第2の方針を踏まえて、家庭、学校、地域等の各場面において食育の推進に取り組むこととします。今計画においては「若い世代や多様な暮らしを営む県民への食育推進」と「食品ロス削減や食品リサイクルに関する取組」、「健康寿命の延伸につながる食育推進」の項目を新たに設置しました。

(3) 目標値 (第4)

「市町食育推進計画の策定率の増加」などを新たに加えました。

(4) 計画期間

第3次計画の期間については、平成28年度から32年度までの5年間とします。

3 今後の方針

今後、有識者からの意見聴取やパブリックコメントの実施により県民の意見を聴くとともに、3月に公表される国の基本計画を踏まえ、平成28年7月に策定・公表する予定です。

<スケジュール>

平成28年3月から5月	有識者意見聴取会の開催 パブリックコメントによる意見募集
6月	環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明
7月	第3次三重県食育推進計画(仮称)策定・公表

(4) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画に基づく 行動計画（案）について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（案）」に示された基本施策を着実に実施するため、平成28年度から平成31年度までの4年間を期間とする、行動計画を策定します。

行動計画の策定にあたっては基本計画（案）、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）」および平成28年度当初予算などをふまえて検討を進め、別添のとおり行動計画案（別冊3、別添3）をとりまとめました。

1 行動計画（案）の構成

基本計画（案）の4つの基本施策に基づく基本目標指標、基本事業および基本事業ごとの取組目標を設けるとともにその達成に向けた主要取組を具体的に記述しています。

第1章 基本的事項

第2章 具体的な施策の展開

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

- ①需要に応じた水田農業の推進、②消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進、③畜産業の健全な発展、④農産物の生産・流通における安全・安心の確保

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

- ①地域の特性を生かした農業の活性化、②農地中間管理事業を核とした営農体制の構築、③多様な農業経営体の確保・育成、④農業生産基盤の整備・保全、⑤農畜産技術の研究開発と移転

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

- ①地域の特性を生かした農村の活性化、②多面的機能の維持・発揮、③災害に強い安全・安心な農村づくり、④中山間地域農業の振興、⑤獣害によい農村づくり

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

- ①食のバリューチェーン構築による新たなビジネスの創出、②県産農産物の魅力発信、③イノベーションを担う人づくり

第3章 計画の進行管理

2 今後の対応

本委員会でのご意見をふまえて本年度内に計画を策定し、農業者、農業団体等関係者に周知するとともに、「もうかる農業」の実現をめざして、関係者と連携して取組を進めてまいります。

また、計画の進捗管理を的確に行うため、毎年一回、施策の実施状況をとりまとめ公表します。

(5) 三重県農業版BCP(最終案)について

県では、南海トラフ地震に伴う津波被害からの農地および農業用施設の復旧や営農再開に向けた考え方を示すため、県内市町、JAグループ、土地改良団体等の参画や学識者の協力のもと、三重県農業版BCP(最終案)をとりまとめました。

1 取組状況

前回の常任委員会で説明しました三重県農業版BCP(中間案)について、東海農政局、伊勢市、伊勢農協、宮川土地改良区等の参画のもと、伊勢市沿岸部をモデル地域として演習型図上訓練(1月20日)を実施しました。

また、県内5地区において、市町や農家、農協、土地改良区などの農業関係団体等を対象とした意見交換会(2月16日～19日)を開催しました。

演習型図上訓練や意見交換会等において、いただいた主な意見は以下のとおりです。

- (1) 発災時における情報収集体制のあり方の整理
- (2) 土地改良施設等の復旧手順と協力体制の整備
- (3) 死亡家畜の処理手順の明確化

2 最終案について

県民の皆さんからいただいた意見等を踏まえて、記述の一部を追加・修正し、最終案(別冊4)をとりまとめました。

(主な追加・修正箇所)

- (1) 農地及び農業用施設への被害想定を県ホームページ(M-GISを利用)で確認できるよう設定し、利用方法について追記しました。(別冊4:P10)
- (2) 緊急的に行う情報収集と情報の共有のあり方を一覧表として整理するとともに、情報収集に関する基本ルールについて追記しました。
(別冊4:P26、P46～47)
- (3) 家畜の応急措置として、死亡家畜の処理手順及び考え方を一覧表として整理しました。(別冊4:P30～31)
- (4) 応急排水の優先順位の考え方及び発災時に活用するチェックリストを追記しました。(別冊4:P33～34)
- (5) 生産に関する技術情報の提供として、水稻の耐塩性試験結果を追記しました。
(別冊4:P40)

3 今後の対応

関係機関と最終調整を行い、三重県農業版BCPを年度内に策定します。

平成28年度以降については、三重県農業版BCPの普及啓発を行い、県内農業関係者の防災意識の向上を図るとともに、発災時における関係機関の連携強化を図っていきます。

また、各農業関係団体の土地改良施設や共同利用施設等におけるBCPの作成を支援し、その上で、県内各地において演習型図上訓練を実施していくこととしています。

さらに、今後に残された課題である電力会社や河川管理者などの関係機関との協議を進めるとともに、状況に応じて三重県農業版BCPの拡充を行っていきます。

(6) TPP (環太平洋パートナーシップ協定) について

TPP (環太平洋パートナーシップ協定) については、平成 28 年 2 月 4 日に参加 12 カ国により協定への署名が行われ、現在、TPP の発効に向けて、国内法上の手続きが進められています。

国では、平成 27 年 11 月 25 日にまとめられた「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づき、平成 27 年度補正予算において、「攻めの農林水産業への転換」(体質強化対策)を進める TPP 関連対策が措置されました。また、平成 27 年 12 月 24 日には、TPP の大筋合意に伴う国内産農林水産物の生産への影響に関する試算が公表されました。

1 国の平成 27 年度補正予算における TPP 関連対策

平成 28 年 1 月 20 日に成立した国の平成 27 年度補正予算では、農林水産分野の TPP 関連対策として総額 3,122 億円が措置されました。その内容は以下の 7 項目を柱に構築されています。

- ・次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成 (543 億円)
- ・国際競争力のある産地イノベーションの促進 (1,057 億円)
- ・畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進 (831 億円)
- ・高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓 (171 億円)
- ・合板・製材の国際競争力の強化 (292 億円)
- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換 (225 億円)
- ・消費者との連携強化 (4 億円)

2 農林水産物の生産への影響試算について

(1) 国内産全体の農林水産物の生産額への影響試算結果 (農林水産省)

農林水産省が平成 27 年 12 月に公表した TPP の大筋合意に伴う国内産農林水産物の生産額への影響に関する試算結果は以下のとおりです。

① 試算対象品目

関税率 (現行) 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の品目である 19 品目の農産物、14 品目の林水産物の計 33 品目を対象。

② 試算方法

TPP の大筋合意内容や「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮して、個別品目毎に合意内容の最終年における生産額への影響を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算した。

③ 試算の結果

農林水産物の生産減少額：約 1,300 億円～2,100 億円

(2) 県内産農林水産物の生産額への影響試算結果（三重県）

農林水産省の試算の考え方に基づき、県内産農林水産物の生産額への影響試算を行った結果は以下のとおりです。

① 試算対象品目

農林水産省の試算した農林水産物 33 品目のうち、本県の主要な品目である農産物 10 品目（米、小麦、大麦、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、鶏肉、鶏卵、茶、かんきつ類）、林産物 1 品目（合板等）及び水産物 4 品目（あじ、さば、いわし、かつお・まぐろ類）の計 15 品目を対象。

② 試算方法

農林水産省の試算の考え方に基づいて、個別品目毎に合意内容の最終年における県内産農林水産物の生産額への影響を算出し、それを積み上げ農林水産物の生産額への影響を試算した。

③ 試算の結果

県内産農林水産物の生産減少額：約 13.9 億円～26.2 億円

3 今後の対応

TPPについては、現時点では、発効時期が確定していないことから、今後とも、国の動向を注視していくとともに、国の「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく対策を的確に活用し、TPPへの円滑な対応を図っていきます。

(7) 農地中間管理事業の進捗状況について

1 取組状況

平成26年度からスタートした農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構（以下「機構」という。）が、規模縮小農家等出し手から農地を借り受け、公募により受け手となった担い手に対して、まとまった形でできるだけ長く貸し付けることで、農業生産性の向上を推進する制度です。

平成27年度は、農地中間管理事業の着実な推進に向け、県の地域事務所ごとに設置した「農地中間管理事業推進チーム」を核として、市町やJA等の関係機関と連携を図りながら、

- ・集落ごとの状況把握
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域の設定
- ・意欲ある集落等での話し合いに向けた支援
- ・集落ごとの「人・農地プラン」の作成支援

などの取組を行い、農地集積・集約化を推進した結果、平成27年度の農地中間管理事業の実績は、現在手続き中の農地も含めて970haの見込み（目標面積：700ha）となっています。

2 今後の対応

(1) 新規事業創設等

国は、担い手確保・経営強化支援事業（TPP対策）や農地耕作条件改善事業などの補助事業の採択において、農地中間管理事業を活用している農業者や地域を対象あるいは優先する方針を示しています。

また、長期間にわたって保有農地全てを機構に貸し付けた場合、固定資産税を一定期間半減するなどの税制改正が行われました。

これらの有効な情報を県内の各地域に的確に周知するとともに、事業の活用を働きかけていきます。

(2) 担い手不足への対応

県内では担い手が不足することにより、マッチングが難しい地域もあることから、新規就農者の確保や新たな担い手としての企業の農業参入を併せて促進することが必要になっています。

新たな担い手を確保するため、市町・JA等関係機関と連携を図り、相談窓口の設置、企業への個別訪問、農業参入セミナーの開催などを実施し、担い手の不足する地域への新規農業参入を促進します。

(3) 機構集積協力金の見直し

平成28年度からは、農地中間管理事業を推進するうえで効果的な支援措置である機構集積協力金の仕組みが一部変更されることから、地域における集積・集約化が停滞しないよう、関係機関等の意見を聞きながら、より効果的な活用に向けた検討を進めます。

(8) 三重県農業農村整備計画（最終案）について

農村地域の人口減少や高齢化の進行、農業水利施設の老朽化や大規模地震への備えなど、農業および農村の様々な課題に的確に対応し、農業の持続的な発展や農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するとともに、地域の特性を生かした農業農村整備を計画的に推進するために、三重県農業農村整備計画の策定に向けた作業を進めています。

これまでに、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）」および「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」との整合を図るとともに、パブリックコメント、市町・土地改良区との意見交換会や有識者懇話会を実施し、いただいた意見を踏まえて最終案を取りまとめました。

1 取組状況

平成26年度に作成した三重県農業農村整備計画の中間案について、平成27年7月7日から8月5日までパブリックコメントを実施し25件の意見をいただきました。また市町・土地改良区等との意見交換会を8回実施するとともに、有識者8名で構成する懇話会を2回開催し、ご議論頂きました。

パブリックコメント、意見交換会、有識者懇話会等でいただいた主な意見は次のとおりです。

（主な意見）

- ① 農業農村整備の効果や可能性を記載してほしい。
- ② 防災事業では一般県民への効果を発信するべき。
- ③ ため池の老朽化対策は、プライオリティを考慮することが重要と思う。
- ④ 農業農村整備の実施に際しては、個人負担が課題となる。等。

2 最終案について

県民の皆さんからいただいた意見を踏まえて、記述を一部修正するとともに、目標数値を定め最終案（別添5、別冊6）として取りまとめました。

（主な修正箇所）

- ① これまでに実施した農業農村整備事業の取組事例や、将来の取組方向の検討事例を記載しました。（別冊6 P 10～、P 30～）
- ② 防災減災、農業生産性の向上や多面的機能の維持・発揮に対する県民の理解がより深まり協力を得られるように、その必要性や役割を情報発信していくことを記載しました。（別冊6 P 25）
- ③ 農業用施設の計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響等を踏まえた優先度を設定して取り組むことを記載しました。（別冊6 P 28）
- ④ コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等による整備経費の削減や効果的な地元負担金対策に取り組むことを記載しました。（別冊6 P 28）

3 今後の対応

本委員会でのご意見を踏まえて本年度内に計画を策定し、農業農村整備事業の計画的な推進に取り組んでまいります。

(9) 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更について

1 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更の概要

(1) ニホンジカの被害等の現状と課題

ニホンジカによる本県の農林業被害金額は、侵入防止柵を平成26年度までに2,032kmと集中的に整備したこと等により、平成23年度の4億5百万円をピークに、平成25年度に3億1千万円、平成26年度には2億7千5百万円と着実に減少しています。

一方、捕獲頭数は、平成23年度の14,800頭から、平成25年度17,100頭、平成26年度19,700頭と着実に増加していますが、生息頭数は平成26年度で約82,000頭（ベイズ推定で約62,000頭）と依然生息密度は高く、アンケート調査の結果からも、被害が軽減したと実感している集落は、まだまだ少ない状況となっています。

そのため、被害金額や環境への影響を減少させるために、さらなる捕獲力の強化に取り組む必要があります。

(2) 変更の経緯

三重県では、平成27年5月の改正鳥獣保護法の施行に伴い、増えすぎた鳥獣の管理を目的とする第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定しました。

しかし、その計画内容については、改正前の第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を引き継ぎ、大きな見直しを行っていなかったため、今回、現計画の変更を予定しています。

(3) 変更予定の主な内容

1) 生息頭数の推定方法の変更

現計画では、糞粒法によるニホンジカの推定生息頭数と年間の捕獲頭数から、将来の生息頭数を予測するプログラム（SimBambi）により目標達成に必要な捕獲頭数を算出し、生息管理を行ってきました。

しかし、糞粒法による生息数の推定では年度間の変動が大きいことから、より精度を高めるために、国も採用している、糞粒法による調査結果に捕獲頭数や狩猟における目撃情報等を加味して生息数を推定する（階層ベイズモデル）方法に変更します。

2) 目標捕獲頭数の変更

現計画では、ニホンジカの自然植生への影響や農林業被害を軽減できる生息密度を、県内全域で概ね3頭/km²程度に設定し、毎年17,800頭を捕獲することで、平成27年度の目標生息頭数を10,000頭としています。しかし、ほぼ計画どおり捕獲してきたものの、糞粒法による推定では、平成26年度の生息頭数が約82,000頭（ベイズ推定で約62,000頭）となっており目標と大きな乖離が生じています。

一方、国においては平成25年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」が示され、シカの生息頭数を10年後（平成35年）までに半減させることが公表されています。

三重県においては、将来の生息頭数は3頭/k㎡を目ざすこととし、その途中の10年後（平成35年）の目標については、国の方針に基づき、半減（約32,500頭約8.7頭/k㎡）させることとします。

そのため、この目標達成に必要な捕獲頭数をベイズ推定法により算出し、平成28年度の年間捕獲頭数を19,300頭以上（現計画17,800頭）とします。

3) 捕獲数の制限の解除

現計画では、生息頭数を効率的に減らすために、オスジカの捕獲を制限し、メスジカの捕獲を優先してきました。

しかし、狩猟者から、この捕獲制限では、捕獲自体が進まないとの意見があるため、捕獲頭数を無制限とします。

(4) 今後の取り組み

三重県では、平成26年度より、ニホンジカの捕獲や被害の状況を一元的に地図に表した「獣害情報マップ」を作成し市町に提供しています。この「獣害情報マップ」をもとに具体的な捕獲体制や効果的な捕獲方法を市町が定める「捕獲促進プラン」の作成を支援するとともに、市町を超えて行う広域一斉捕獲や集落での共同捕獲など、より効率的、効果的な捕獲を進めることで、生息密度を低減させ、地域の皆さんが被害の軽減をより実感できるよう取り組みます。

さらに、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した緊急捕獲活動や捕獲機材の購入に対する支援に加え、集落ぐるみ・地域ぐるみで獣害対策に取り組む体制づくりを推進します。

2 今後の対応

計画の変更に向けたスケジュールは、次のとおりです。

〈スケジュール〉

平成28年3月中旬	関係行政機関（国・隣接県・県内市町）協議
3月中旬～4月中旬	パブリックコメントの募集
5月中旬	公聴会の開催
6月下旬	三重県議会常任委員会への説明（最終案）
6月下旬	三重県自然環境保全審議会（鳥獣部会）への諮問
7月	第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の変更

(10) 第2期「みえ生物多様性推進プラン」(最終案)について

生物多様性基本法に基づき、平成24年3月に策定した、県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「みえ生物多様性推進プラン」の計画期間が平成27年度末で終了することから、平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間とする第2期「みえ生物多様性推進プラン」の策定を進めています。

今回、三重県自然環境保全審議会自然環境部会での議論やパブリックコメントでいただいた意見などを踏まえて、「最終案」を取りまとめました。

1 取組状況

第2期「みえ生物多様性推進プラン」の中間案について、平成27年12月10日から平成28年1月28日までパブリックコメントを実施し、9名の方から21件のご意見をいただきました。主な意見は次のとおりです。

- ① このプランはわかりやすく、多面的に様々な団体が生物多様性に関してのアプローチをしていることが一目で理解できる。
- ② 生物多様性について、関心の無い方達へどういったアプローチをすべきかが課題だということが理解できる。
- ③ イベントも大事だが、地に足の付いた現場があればもっと良いのではないか。
- ④ 県内の企業、環境団体等もイベントを開催しているので、うまく活用し、夏休みであれば自由研究と絡めて普及啓発ができるのではないか。

このように、プランの内容を評価する意見や、プランの実現に向けた取組に対しての意見などであり、今後の取組の参考とさせていただくこととしています。

2 今後の対応

最終案について、中間案からの修正はありません。

本委員会でもいただいたご意見も踏まえて、本年度内に第2期「みえ生物多様性推進プラン」を策定いたします。

なお、平成28年度は「みえ生物多様性推進プラン(簡易版)」を作成し、各種イベント等の機会を捉えて周知するほか、県ホームページに掲載するなど、「みえ生物多様性推進プラン」の普及に努めます。

また、子ども達を対象とした自然調査体験会や自然観察会の開催などを通じて、県民の皆さんが生物多様性について学ぶ機会の創出に努めるとともに、身近な生活の中から生物多様性の保全が進むよう、県民の皆さんと一緒に取り組んでまいります。

(11) 三重県水産業・漁村振興指針（最終案）について

1 策定の趣旨

県は、平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、水産業の成長産業化等に取り組んできましたが、養殖飼料価格の高騰や大規模地震への危機感の高まりなど、様々な情勢変化が見られることから、指針の見直しを進めてきました。

新しい指針の中で、あらためて三重県の水産業と漁村のめざす姿を明確にし、水産王国みえの復活に向けて施策を展開していきます。

2 漁業者等との意見交換について

指針策定にあたり、のべ1,200人の漁業者等と意見交換を行いました。いただいた主な意見は以下のとおりです。

- ①販路や魚価の課題が大きい。観光との連携や6次産業化に加え、輸出にも取り組みたい。
- ②漁業者の減少と高齢化による漁業衰退を危惧している。水産加工業も含め、仕事があっても来てくれる人がいない。担い手対策が重要である。
- ③資源管理に引き続き取り組んでいきたい。遊漁者によるものも含め、資源管理の妨げとなる違反操業の対策をお願いしたい。
- ④遊漁者の減少などで内水面漁協の運営が厳しい状況である。漁協の行う種苗放流や環境保全の取組などを支援してほしい。
- ⑤伊勢湾のアサリ資源の減少が著しいことから、アサリ資源の再生に向けた取組に期待している。
- ⑥漁村集落の減災の取組を進めてほしい。また、地域の主要な水揚げ施設を耐震化し、被災後に漁業を早期再開できるよう備えたい。

なお、平成27年12月22日～平成28年1月20日に、中間案についてパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

3 意見への対応等

いただいた意見については、いずれも第4章「今後の展開」に反映させています（カッコ内は関連のページと項目番号です）。

意見①の販路や魚価の課題に関しては、「6次産業化や他産業との連携、輸出の促進などに取り組めます（p29 1-1 (1)、(2))」。

意見②の担い手の確保・育成に関しては、「新規就業への支援の充実、水福連携の推進、女性の活躍の促進などに取り組めます（p31 1-2 (1))」。

意見③の資源管理の推進と違反操業の防止に関しては、「漁業者の資源管理の取組を支援するとともに、ルール遵守の指導や取締りを行います（p33 1-3（1）、（2））」。

意見④の内水面漁協の取組支援に関しては、「アユ等の種苗放流やカワウ等の食害対策の取組などを支援していきます（p34 1-3（3））」。

意見⑤のアサリ資源再生に関しては、「資源管理の促進や稚貝の移植放流、干潟造成などに取り組みます（p39 2-7）」。

意見⑥の漁村集落の減災対策に関しては、「耐震性を持った岸壁などの整備やBCP（事業継続計画）の策定を推進します（p35 1-4（1））」。

また、中間案からの主な変更箇所は、TPP協定（p14 第2章 7 ③）、伊勢志摩サミットの効果の活用（p30 第4章 1-1（6）③）、女性の活躍促進（p31 第4章 1-2（1）⑤）及び、漁業種類別の取組に「一本釣り・刺し網・はえなわ漁業等（沿岸漁業）（p38 第4章 2-5）」の追加です。

4 今後の対応

今年度内に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、漁業者、漁協など関係者に周知するとともに、新しい指針に基づき、関係者と連携して取組を進めてまいります。

また、取組の進捗について、毎年度の進捗状況の公表や関係者との情報共有、双方向の意思疎通により、「もうかる水産業」の実現に努めてまいります。

(12) 包括外部監査結果に対する対応について

1 平成 27 年度包括外部監査結果に対する対応方針について

(1) 包括外部監査の実施

地方自治法 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査が実施されました。

(2) 実施テーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 監査の主な要点

- ①外郭団体の事業目的は県の方針に合致しているか。
- ②外郭団体の事業内容は事業目的の達成に有効か。
- ③外郭団体の事業は経済的・効率的に実施されているか。
- ④外郭団体において事業実施のための内部統制が適切に整備・運用されているか。
- ⑤県による外郭団体への関与は適切か。

(4) 監査結果概要

農林水産部関係は、所管する 2 団体について監査を受け、次のとおり指摘 21 件、意見 14 件がありました。

団体名	指摘	意見
(公財) 三重県農林水産支援センター	11	7
(一社) 三重県畜産協会	10	7

(注) 【指摘】 法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】 指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの

(5) 各団体の監査結果及び対応方針

包括外部監査において、指摘等意見がありましたことについては、別冊 9 のとおりです。県としては、今後、対応方針に沿った処理がなされるよう、各団体に対して指導、助言を行っていきます。

《主な指摘事項》

(公財) 三重県農林水産支援センター

① 事業目的、事業管理

- ・土地改良区等からの預かり資産について【指摘】・・・ P1 《2》
- ・土地売渡に係る未収金について【指摘】・・・ P2 《3》
- ・就農資金貸付金会計の回収管理について【指摘】・・・ P2 《4》
- ・申請書及び誓約書の不備について【指摘】・・・ P3 《5》

② 資産の管理

- ・物品の現物管理について【指摘】・・・ P5 《9》

- ③ 会計処理
 - ・同一債務者に対する異なる債権区分について【指摘】・・・ P3《6》
 - ・事業未収金に対する貸倒引当金の設定、回収管理について【指摘】・・・ P4《7》
- ④ 法人運営
 - ・予算の流用について【指摘】・・・ P5《11》
- ⑤ IT管理
 - ・情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について【指摘】・・・ P6《13》
 - ・業務システムに係るパスワード方針の整備について【指摘】・・・ P6《14》
 - ・外部記録媒体の使用管理、持出し管理について【指摘】・・・ P7《16》

(一社) 三重県畜産協会

- ① 事業目的、事業管理
 - ・畜産協会の現況と各事業の採算管理について【指摘】・・・ P9《1》
 - ・三重県養鶏協会、三重県養豚協会事務局運営業務に係る委託料覚書について【指摘】・・・ P9《3》
- ② 法人運営
 - ・理事会の開催頻度について【指摘】・・・ P10《5》
 - ・予算の補正・流用について【指摘】・・・ P11《8》
- ③ 規程の整備
 - ・定款と職制規程との整合性について【指摘】・・・ P11《7》
- ④ IT管理
 - ・情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について【指摘】・・・ P12《11》
 - ・業務システムに係るパスワードの管理について【指摘】・・・ P12《12》
 - ・離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について【指摘】・・・ P13《13》
 - ・外部記録媒体の使用管理、持出し管理について【指摘】・・・ P14《15》
 - ・情報資産の一元管理、棚卸しについて【指摘】・・・ P14《16》

2 平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果について

「外部委託に関する事務の執行」をテーマに包括外部監査が実施され、農林水産部関係は、委託契約14件について所管する所属が監査を受け、次のとおり意見2件ありましたが、昨年度報告した対応方針に沿って対応いたしました。

なお、対応結果の詳細は別冊9のとおりです。

- ① 予定価格の設定にかかる積算について【意見】◎対応済み
 - 該当所属：担い手育成課
- ② 予定価格の設定にかかる積算について【意見】◎対応済み
 - 該当所属：水産資源課

(13) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成27年11月24日～平成28年2月17日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成27年12月14日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川知明 他12名
4 諮問事項	1 北伊勢地域森林計画の樹立について 2 南伊勢地域森林計画、伊賀地域森林計画、尾鷲熊野地域森林計画の変更について
5 審議結果	1 北伊勢地域森林計画(案)についてご審議いただき、適当と認められました。 2 南伊勢地域森林計画(案)、伊賀地域森林計画(案)、尾鷲熊野地域森林計画(案)の変更についてご審議いただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成27年度 三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	平成27年12月22日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 石川知明 他4名
4 諮問事項	鳥羽市地内における林地開発許可申請について
5 審議結果	合同会社鳥羽松尾による鳥羽市における林地開発許可申請についてご審議いただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	平成28年2月4日(木)
3 委員	【部会長】中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー 新海洋子 他5名
4 諮問事項	第2期「みえ生物多様性推進プラン」(案)について
5 審議結果	第2期「みえ生物多様性推進プラン」(案)についてご審議いただき、 適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成28年2月15日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 他8名
4 諮問事項	平成27年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、一次審査を通過した農産物2件について、事前に実施した実地調査(平成28年1月28日、29日に実施)および事業者からのプレゼンテーションをふまえた審議の結果、2件とも認定基準に至りませんでした。
6 備考	